

第4回  
大野郡5町2村合併協議会  
会議録

## 第4回大野郡5町2村合併協議会会議録

開催日時	平成15年5月26日(月) 午後5時00分～午後6時50分
開催場所	大原総合体育館 2階 研修室
出席者	別紙名簿
経過報告 議事	(経過報告) 報告事項 報告第11号 朝地町及び犬飼町の住民投票について  協議事項 (継続協議) 協議第6号 新市の事務所の位置について  (新規協議) 協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて 協議第8号 慣行の取扱いについて  提案事項 協議第9号 町名・字名の取扱いについて 協議第10号 男女共同参画社会の取扱いについて  その他 第5回大野郡5町2村合併協議会の日程について  その他
議長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦刈幸雄

# 会 議 次 第

委嘱状交付

1．開会あいさつ

2．会長あいさつ

3．経過の報告

4．議事録署名人の指名について

( ) ( )

5．議事

報 告

報告第11号 朝地町及び犬飼町の住民投票について

協 議

( 継続協議 )

協議第 6 号 新市の事務所の位置について

「 協定項目第 4 号 」

( 新規協議 )

協議第 7 号 議員の定数及び任期の取扱いについて

「 協定項目第 6 号 」

協議第 8 号 慣行の取扱いについて

「 協定項目第 2 0 号 」

提 案

協議第 9 号 町名・字名の取扱いについて

「 協定項目第 1 9 号 」

協議第10号 男女共同参画の取扱いについて

「 協定項目第 2 2 号 」

その他

第 5 回大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について

6．その他

7．閉会あいさつ

## 第 4 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	
	清川村議会議長	森 義 光	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	毛 利 國 彦	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	藤 田 朝 生	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	副会長
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	渋 谷 誠 治	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局 長	菅 原 正 美	
	次 長	倉 原 浩 志	
		和 田 裕 之	
	局 員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
	局 員	江 藤 喜 啓	企画部会
		清 水 康 士	
	局 員	戸 上 守	民生部会
		内 田 健 児	
	局 員	衛 藤 成 史	文教部会
		佐 藤 浩	
	局 員	隈田原 勇 次	建設部会
		衛 藤 恒 範	
	局 員	首 藤 英 治	総務班
関 谷 隆 一			

事務局長	<p>定刻になりました。会議に先立ちまして委嘱状の交付をさせていただきます。今回、清川村議会議長、森義光様、千歳村議会議長、高野健治様、大分県大野地方振興局長、林満男様の委嘱状の交付をさせていただきます。代表されまして大分県大野地方振興局長、林満男様、どうぞ前のほうにお願いします。</p>
協議会長	<p>それでは私のほうから委嘱状の交付をさせていただきます。  - 委嘱状 -  大野地方振興局長、林満男様。  あなたを大野郡5町2村合併協議会委員に委嘱します。  平成15年5月26日  大野郡5町2村合併協議会会長、芦刈幸雄。  どうぞよろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。せっかくの機会でございます、御3名の方から一言ずつご挨拶をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
大野地方振興局長	<p>今回の県の異動で大野地方振興局長を命ぜられました、林と申します。ただいま会長さんから委嘱状の交付をいただきました。合併につきましては将来の大野郡を左右する重要な課題であろうかと思ひます。身が引き締まる思いをしています。これまでの皆さん方のご努力が実に結びつきますように誠心誠意、県と協議しながら取り組んでいきたいと思ひております。どうか今後ともよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。ありがとうございました。</p>
清川村議会議長	<p>清川村の森義光と申します。佐藤文則前議長には生前大変お世話になりました。あのようなことで急死されたわけですけれども、後任を引き受けることになりました森義光です。どうか若輩であります、皆様方の一層のご指導お願ひします。よろしくお願ひします。</p>
千歳村議会議長	<p>みなさんこんにちは。千歳村の高野であります。5月6日に議長に就任いたしました。皆様方とともに、一緒にこの合併問題に取り組んでまいりたいと思ひております。やはりいろいろ諸問題あるかと思ひますが、小異はおいて大同につくというつもりでありますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>はい、ありがとうございました。開会にあたりまして規約第10条第5項により当協議会は成立いたしておりますことを報告申し上げます。早速会議次第に入らせていただきたいと思ひます。1、開会あいさつ、山中副会長よろしくお願ひ申し上げます。</p>
山中副会長	<p>日程の都合がつかずに、夜間5時以降の会議になりましてご参集いただきまして誠にありがとうございます。それではただいまから第4回大野郡5町2村合併協議会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

事務局長	はい、ありがとうございました。引き続きまして、会長挨拶。
協議会長	<p>みなさんこんにちは。本日は第4回大野郡5町2村合併協議会の開催をご案内申し上げましたところ、委員の皆様方には大変足元の悪い中、ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、新しく委員になられました3名の皆様方にはこれからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本日の協議会につきましては、議事の中の報告の事項にありますように、去る5月18日に朝地町、それから犬飼町で住民投票が実施されました。その結果を受けての会議ということで、これから5町2村の合併を進める中で非常に重要な会議になると思っております。</p> <p>最初に両町長さんから投票結果についてのご報告を受けまして、それから協議に入りたいと思っております。どうか慎重なご議論をいただきまして、これからも合併に対するご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうも、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>はい、ありがとうございました。では、会議の次第3、経過報告でございます。お手元の資料1ページは前回報告を申し上げます。2ページ以降をご覧くださいと思います。</p> <p>先般4月24日に第3回の協議会が開催されています。その後4月30日第3回の町村長連絡会、5月12日第1回まちづくりプロジェクトチーム会議、5月15日第3回の幹事会、5月24日第4回の町村長連絡会、本日5月26日第4回の協議会、となっております。簡単ですが、経過の報告とさせていただきます。</p> <p>なお、4以降につきましては規約第10条によりまして、会長が議長を務める事となっております。会長よろしくお願います。</p>
協議会長	<p>それでは会議議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。まず4番の議事録署名人の指名についてでございますが、佐伯大野町長さんと三重町新市まちづくり委員の小野委員さんをお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは早速ではございますが、議事に入らせていただきます。まず報告でございますが、報告第11号、朝地町及び犬飼町の住民投票についてということで先ほどごあいさつの中でも申し上げましたが、両町長さんからの報告をお願いしたいと思います。</p> <p>まず朝地町長さん、よろしくお願いを申し上げます。</p>
朝地町長	<p>それでは皆様方に住民投票の経過につきまして報告を申し上げたいと思います。ご案内のように18日に住民投票が行われました。お手元の資料にもありますように、朝地町は住民の方に大野郡という選択肢を出していただいたわけでありまして、住民投票の結果につきましては新聞紙上でご案内のとおりでございます。協議会の皆様方、あるいは郡民の皆様におかれましては、朝地町がどうなるのかということで大変ご心配をおかけいたしましたと思っております。</p>

朝地町としてはこれからも大野郡の一員としてやっていこう、ということですので、これまでどおりよろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げたいと思います。

しかしながら大野郡を選択された町民、あるいは竹田直入を選択された町民の皆さん、そういう方々の期待を裏切らないように、特に今回の大きな争点となっておりました支所の問題や交通面の整備、あるいは近いからという感情的なもの等と、不安を残さないためにもこれまでの経過を踏まえ、今後の協議に生かして住民サービスの維持ができますよう、皆様方のご支援ご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思いますし、また、今後の合併協議会におきましても、そういうご意見につきましては強く皆様方をお願いを申し上げていきたいと思っております。

皆様ご存知のとおり、朝地町はどちらと合併しても端っこであります。その朝地町が大野郡という選択肢を選んだ、ということについてはあらためて皆様方の評価をお願いしたいと思いますし、大野郡という選択の中には当然ながら私どもとしては犬飼町も含まれているわけであります。

今回、犬飼町の投票がああいう結果になりましたが、私個人としてはできれば大野郡にぜひ残っていただきたいと思っております。しかしながら、犬飼町としては法的拘束力はないにいたしましても住民投票という結果が民意として現れたことは確かであります。それは重く受け止めておりますが、私ども朝地町としましては大野郡5町2村の枠組みの中で、ひとつの方向を示していただいたわけありますので、大変困難なことは住民投票をしたものとして、犬飼町さんの胸中は十分わかるつもりであります。しかしながら、そういうことも含めてぜひとも大野郡に残っていただき、一緒に合併問題を話し合っていければ本当にありがたいと思っております。

今後とも皆様方の温かいご支援ご協力をいただきながら、わが朝地町も精一杯合併問題につきましても、なお一層気を引き締めて取り組んでいく所存でございます。あらためて皆様のご協力とご支援に感謝とお礼を申し上げ、今後ともよろしくお引き立てのほどを申し上げます。私からの住民投票に対しましてのお礼と結果の報告とに代えさせていただきたいと思っております。本当に、ありがとうございました。終わります。

協議会長

ありがとうございました。続きまして、犬飼町長よろしく申し上げます。

犬飼町長

皆さんこんにちは。協議会の皆さんには本町のことで何かとご迷惑をおかけして衷心よりお詫びを申し上げたいと思います。さて、若干これまでの経過を申し上げ、本町の苦しい立場をご理解いただければ幸いです。ところでございます。

皆さんもご承知のように、昨年6月からの座談会において大分市の声があったことから、昨年11月、大分市長と面談をし、大分市の合併についての考え方をお伺いいたしました。大分市の基本姿勢を聞き、その結果大分市は合併特例法の期限の平成17年3月まで

の合併は無理であるとの見解から、私は町民に国、県、大分市の考え等を報告し、総合的に見て大野郡での合併を目指すことが最善の道と訴え、努力をして参りました。また、議会においても本年3月に設立しました大野郡5町2村合併協議会の議決をいただき、今日まで合併協議を進めてまいりました。しかし、本年3月6日に直接請求による「犬飼町の合併についての意思を問う住民投票条例」制定請求が提出されましたので、3月20日の議会に提案しましたが、議会においては民意を問うべきとのことから全会一致で可決され、これにより5月18日住民投票を実施したところでございます。

本町の住民投票結果については報道等すでにご承知のことと思っておりますが、若干の報告をいたします。投票資格者総数は3,883人で、このうち投票者は2,981人、確定投票率は76.77パーセントでありました。条例第12条の規定により2分の1以上の投票者がありましたので、開票を行うことができました。その結果、投票総数2,981票、有効投票2,962票、無効投票19票であり、大分市との合併が1,681票、大野郡5町2村での合併が1,281票でありました。これを比率に直しますと、大分市の合併が56.8パーセント、大野郡5町2村の合併が43.2パーセントとなりました。この結果を受け、5月22日本町議会の全員協議会でご意見をいただいていたところでございます。条例第15条には住民投票の結果は尊重しなければならないことになっておりますし、町民の民意であるこの結果を踏まえて今後の私の考えなりお願いを申し上げる次第でございます。

住民投票の結果、民意は大分市との合併となったわけですので、大分市に対しましては早急に日程調整に入り、住民投票の結果、民意は大分市であることを強く訴えながら正式に申し入れをし、努力をしていかなければならないと考えています。しかし、合併は相手のあることでございます。一方的には参りません。そこで皆さん方には本町の苦しい胸の内をご理解いただき、できますことなら今しばらくのご猶予をいただけるならありがたいと考える次第であります。意は尽くしますが何かと皆さん方のご理解を賜りますようお願いを申し上げ、私の報告とお詫びとお願いといたします。

協議会長

ありがとうございました。本日の協議会を開催する前に、去る5月24日に町村長連絡会を開催しておりますので、その結果につきまして事務局長からご報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

事務局長

お手元に報告第11号別紙ということで配布をさせていただいております。5月18日に朝地町及び犬飼町で住民投票が行われ、その結果を受け5月24日に町村長連絡会を開催し、協議したので報告する。協議内容1、犬飼町は協議会の承認を受けて、大分市に合併協議の申し入れをする。2、犬飼町は次回の協議会までに判断をする。次回の協議会については後ほど提案をさせていただきます。3、当面は従来どおり5町2村で合併協議をすすめる。以上であります。



協議会長	<p>ただいま朝地町長さん、犬飼町長さんからご報告をいただき、また、5月24日の町村長連絡会の報告をさせていただきました。</p> <p>ただいま報告申し上げましたことにつきまして質問、ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。よろしく願います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
三重町議会議長	<p>三重町議長の生野と申します。朝地町さん、また犬飼町さんにおかれましては住民投票の件について、大変ご苦勞でありました。特に犬飼町におかれましては、大分市を選択されたわけでございます。</p> <p>私ども三重町新市まちづくり委員会、また議会で構成しております特別委員会等でこれまで19日に四役が集まり、そしてまた新市まちづくりの正、副委員長、そして議会の特別委員会の正、副委員長さらにまた私ども議長、副議長含めまして、犬飼町の動向を見ながら今後の三重町としての対策をとってまいったわけでございます。</p> <p>24日の町村長連絡会について事務局長のほうから報告がございました。私どもの議会、またまちづくり委員会といたしましては、今日午前8時40分から第1回目の四役とまちづくり委員会、または議会、そして特別委員会のそれぞれの正、副委員長と協議し、さらにまた、10時から議会の特別委員会でこの問題について協議し、そしてまた1時半から新市まちづくり委員会で十分に論議を尽くして参ったところでございます。</p> <p>その結果、今後の取り組みについて、犬飼さんにとりましては厳しいことを申すかもしれませんが、私ども三重町新市まちづくり委員会で決まったことを申し上げたいと思います。</p> <p>第一に、おそらく6月26日に開催される第5回大野郡5町2村合併協議会まで犬飼町の報告を待ちたい、ということでございます。はっきり申しますれば、今は天秤にかけたような対応ではなからうかなと私どもは見ております。それと、犬飼町が大分市との合併協議を進めると結論付けた場合、あるいは6月26日までに結論を出せない場合は、現行の5町2村での合併協議を白紙に戻すという強い意見が出され、私どもはそれを本協議会に報告し、今後の対応をしていただきたいと思っております。</p> <p>なおまた、その中でいろいろと意見がございました。今日即解散すべきだという非常に厳しいことも言われております。また6月26日までにはっきりした態度の表明がなければ、またそれまでの犬飼町の努力がなければ、その説明に納得できないのではなからうかと思っております。</p> <p>犬飼町がこういう結果になった以上、結論を出すまでは5町2村の協議を全て凍結すべきではなからうか、ということになっております。それは部会さらには幹事会等でのそれぞれの協議について凍結をして、はっきりしたところで協議を進めていくべきではなからうかということでございます。</p> <p>さらにもう一点は非常に重要なことであろうと思っております。広域連合の取り扱いによれば、8つほど挙げております。広域市町村圏計画の策定等の事務、さらにまた大野広域総合文化センターの設置、管理及び運営に関する事務、介護保険法に基づく事務のうち、</p>

要介護等の審査判定業務、4番目に一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する事務、5番目にごみ処理場及びし尿処理場の設置、管理、運営等に関する事務、6番目に一般廃棄物処理業の委託又は許可に関する事務、7番目に浄化槽清掃業許可に関する事務、8番目に広域的な地域情報化の事務、というようなことが挙げられております。

この問題について、各町村長の中で協議をしていただきまして、今後の方針を立てていただきたいと考えております。またそういう意見が強く出されています。これは私個人の意見ではございません。三重町新市まちづくり委員会の中でこういう要望が強く出されたわけですので、三重町としてはこういう形で進んでいただきたいということでございます。本日も協定項目にあげられておりますその問題についても、本日は協議するべきではなからうと思っておりますので、お考えいただきたいと思っております。以上です。

協議会長

その他、質問ご意見等はございませんでしょうか。それでは、ただいま三重町の代表であります生野議長から出されました意見についての協議に入らせていただきます。今申し上げましたことについて、質問ご意見等がございましたらお受けしたいと思っております。

他にございませんか。今、生野議長が言われた町村長連絡会を踏まえまして、私もすぐ議会側にはこのようなことでしたと報告を申し上げ、本日の会議等踏まえまして、この後局長の方から来月の6月26日が次回協議会の予定日であるという日程についての説明があるかと存じますが、そのことを申し上げたわけでございますが、そのようなことでよろしゅうございますか。

犬飼町長

ただいま三重町議長さんが申されましたが、大変ご迷惑をかけております。本町といたしましても大分市の隣接町村ということで、合併協議がなされる中、町民の皆さんから大分市という声が出るのは当然だと思います。しかし、私が先ほど報告いたしましたように、そういう立場で昨年11月11日に前大分市長さんと面談をし、大分市の基本方針を聞いて参りました。そういうことを総合的にみて大野郡はひとつという今日までの体制の中で本町は議会の皆さんと相談して大野郡の街づくりのために5町2村の協議会に入り今日まで来たわけでございます。たまたま大分市長さんも4月に変わりました、釘宮市長さんになりました。大分市長さんが変わりましたので、その後大分市長さんの考えも聞いておりませんが、こういう雰囲気は尊重しなければならないということで、皆さんのご理解をいただければというようにお願いします。

協議会長

はい、犬飼町さんからの今のお言葉ですが、朝地町さん、特別にご意見はございませんか。6月26日までに犬飼町さんは決断するというご意見でございましたが、特段無ければもういいのですけど。

朝地町長

先ほども申しましたように朝地町も住民投票をしました。その住民投票した町村というのは端々の町村でありますから、いろいろ苦渋の選択の中で住民投票をしてひとつの方向を出そうというわけ

です。犬飼の町長さんも胸中を考えると本当に苦しいだろうと思います。

そういうことの中で先般の町村長会では次回の協議会まで猶予をもたないかと、そうは言ってもあまり長くしてはいかんぞと話した経過もありますので、1カ月という期間ではありますが犬飼町さんには最大限努力していただいて、先ほど申しましたように相手があることですから、この協議会がそういう方向をとろうということであれば、すぐに協議に入っていただいて、26日までにはひとつの方向を出していただくように、私としてもお願いしたいと思います。できれば今まで一緒にやってきましたので、同じ仲間の中でやっていけないかなという希望はいたしますが、しかし犬飼町さんには犬飼町さんの立場がありますから、無理には言いませんけれども、しかし希望としてはそう思います。

ただ、先ほど生野委員さんが言われましたのは、今日はこの後、議題等について話をしないほうがいいのではないかという話のようであります。全体の中で話をしないといけないのですが、今の状態では26日まではこの5町2村でひとつの合併協議会という枠組みの中で話をしていこうということから、提案事項等についてはある程度進めていいのではないかという気はいたしております。私は内容についてはお互いに確認をしておいて、そして当然ひとつの方向が出た段階でそこで最終的な議論をして、白紙にするのかあるいはどうするのかということを決めればいいのではないかと私は思っております。以上です。

協議会長

はい、ありがとうございました。生野議長から出されましたのは、6月26日まで、本日の協議については説明をするのですが、専門部会あるいは幹事会等につきましては方向性が出されないまま進めるべきではないでしょうかというご意見でございますので、今出されました協議の内容の凍結についてのご議論をいただきたいと思っております。

三重町では凍結するべきではなかろうかと、朝地町さんは進める部分については協議会があるので進めたらどうだろうかという意見でございますが。

三重町 小野委員

このたびの朝地町と犬飼町の住民投票の結果につきましては私たちも慎重に受け止めたところでございます。朝地町におきましては大野郡という選択肢が出たわけでございますが、犬飼町においては大分市という両町まったく反対の意見が出されて、それぞれの町長さん、お悩みをしておるということは重々分かるわけでございます。そのご苦勞に対しては本当に感謝しておるところです。

考えてみますと朝地町長さんがおっしゃられましたが、5町2村のこの枠組みができなければ、朝地町も考えなければならぬのだというご意見のようであったわけでございます。わが三重町もこのまちづくり委員会の中でも前回から提案されておりますことにつきましてはいくら審議してもこのものが壊れれば意味がないのではないかということで、凍結、ということに決められたわけでございます。しかしながら、その他の問題についての協議はまだまだして

	<p>もいのではないかなと考えております。そういうことで一応わが町のまちづくり委員会としては白紙の結論を考えられないことはないんじゃないかと思えます。</p> <p>どうか皆様方、より協議をしながらこの枠組みが、できれば壊れないように皆様とともにがんばっていきなという気持ちをもっているところでございます。よろしく申し上げます。</p>
協議会長	<p>はい、協議の凍結ということ、進めたらいいだろうというふたつの意見が出されておりますので、それぞれの町村のご意見をお伺いしたいと思いますが、清川さん。</p>
清川村長	<p>清川であります、この協議内容については、この原案といいますが、このとおりに私の方はいきたいということです。</p>
協議会長	<p>はい、それではこれからですね、6月26日までに例えば専門部会とかですね、幹事会が予定されているであろうと思うのですが、そういう会議を開いても意味があるのだろうかということについてはいかがでしょう。</p>
清川村長	<p>6月26日というタイムリミットがありますからですね、仮に6月26日までに犬飼町がですよ、大野郡に残るという判断が出た場合にはね、当然5町2村合併協議に入るわけですから、これは協議を進めてもらっていいと思います。犬飼町につきましては6月26日までには判断されるわけですから、それは今ここにお話したとおりですから、それはもう犬飼町さんのことですからいいと私は思っております。事務協議はどんどん進めていいと思います。</p>
協議会長	<p>専門委員会とか幹事会はどんどん進めるべきだと。</p>
清川村長	<p>はい。</p>
協議会長	<p>分かりました。続いて大野町さん、すみません。</p>
大野町長	<p>とりあえず確認をして進めた方がいいのではないですかね。まず26日ですかね。まだ決まっていませんが。次回の会議までは待つということについては一致しておる、ということで。それから先、協議をどうするのかという問題とですね、確認をして進めたらどうですか。</p>
協議会長	<p>はい。先ほどからご意見が出なかったものですから、最後に確認をさせていただこうと思ったのですが、大野町さんが1つずつと言いますか、それでは6月26日まで待つ、ということでご異議ございませんか。</p>
	<p>はい。</p>
協議会長	<p>はい。ありがとうございました。続きまして凍結ということにつ</p>

	いて大野町長さんのところまでいったのですが、そのご意見をいただきたいと思っております。
大野町長	協議決定というのはなかなかできないかと思いますが、次回こういう項目について協議しようという提案につきましてはよろしいのではないかと思います。それから専門部会等の協議につきましてはいろいろと意見もございまして、その点につきましてはできれば全員一致で進めるという原則に従っていかれたらどうかと思いますが。
協議会長	はい。大野町長さんの意見はこのままずっと進めるということではないのでしょうか。専門部会とか幹事会。
大野町長	異議がなければ。
協議会長	はい。千歳の村長さん。
千歳村長	日程的にもですね、かなり詰まっていますから、このまま進めるべきだというように考えます。
協議会長	はい、次。
犬飼町 渋谷委員	犬飼です。まちづくり委員の渋谷であります。質問であります。5町2村が1つでも脱落したらこの協議会はもう成り立たないということになるのか、白紙になるのか、そのあたりをお伺いしたいのですが。
協議会長	それは次の協議の、今は三重町として意見が出されましたが、次の協議になろうかと思っております。
緒方町長	凍結というとニュアンスが悪くなるものですからね、私はあまり好きな言葉じゃないので、事務的にはこの枠組みの中で今まで積み上げてきたものがあり、事務的に進めなければならないこともかなりありますので、それを止めてひと月間、仮に無駄な時間であったということは避けたいなという気はしております。いずれにしろ犬飼町長さんはあのように言われたわけでありまして、私どもとしては大野郡に残っていただけるという期待はしておりますので、そういう意味合いでもですね、事務的な閉鎖はしてほしくないという意見であります。
協議会長	はい、この協議は報告それから協議を含めまして全会一致ということが原則になっていきますので、ここで休憩させていただきます。
	午後5時40分 休憩 午後6時05分 再開
協議会長	大変長らくお待たせいたしました。

それでは先ほどの報告事項の中で協議をさせていただきました  
これからの専門部会、あるいは幹事会等について凍結をしたほうが  
いいのではないかあるいは進めたほうがいいのではないかという  
ご意見が分かれておりました件について、三重町から、今日の協議  
会の前に本当に真剣な議論をした結果でございますが、休憩を取り  
ましてそのことについて協議をさせていただきましたのでその内  
容について報告をお願いします。

三重町議会議長

三重町はあくまで5町2村の合併ということをおきながら  
真剣に論議をして参っておるところでございます。

先ほど全てを凍結するという事を言っておりますけども、今後  
の日程等もあり、これまでを振り返ってみますと犬飼町、そして朝  
地町さんが住民投票するというその18日以降が本格的な協議に  
入るのではなからうかという考えが多分にあったと思います。です  
から犬飼町さんがはっきりした態度をとるまでは本当は全てをス  
トップするのが本当であろうと思うのですが、一応私どもまちづ  
くり委員会の小野委員長、そしてまた事務方とも相談しました結  
果、専門部会、作業部会での進行は認めたい、それとまた幹事会に  
ついては開かないでいいのではなからうかなということござい  
ます。

特にこの間に速やかに、平成14年から16年度にかけて各  
町村の事業を含めた財政推計を早く出していただきたい。そして、  
新市がスタートした時の財政状況を早く私どももつかみ、そしてま  
た住民にそのことを説明しなければならないと思っております。

財政について本当に実際のところをひとつ出していただきたい。  
それでまた先ほどの広域連合のことにつきましても同時に話をつ  
めていただきたいと思っております。なおまた犬飼町の渋谷委員か  
ら5町2村の枠組みが崩れたらどうなるかというような質問がさ  
れておりました。三重町といたしましては5町2村が崩れました場  
合は白紙ということに決まっておりますので、そのこともお考えい  
ただき、なおまた各町村議会において犬飼町の結果について論議を  
されたことを私は議長に一言ずつおうかがいをしたいと思いた  
すが、どうでしょうか。

本来ならば町村議長会の会長であります若松議長が議長を招集  
してその旨を説明し、そしてまた議会としての、5町2村の議会と  
してどういう対応をすべきかということの論議をこれまでに一回  
ぐらいはしなければならぬと思っております。またそのことにつ  
いて本当に何も連絡がないということで、若松議長には悪いので  
すが、その後一度は話を詰めておればかなり違った形が生まれたの  
ではなからうかなと思っております。以上です。

協議会長

ただいま休憩中に審議をしたことを生野議長から報告させてい  
ただきましたが、凍結部分についての有無について、今の報告事項  
について他にご議論ございませんでしょうか。ようございませうか。  
そういうことで。決定させていただいてようございませうか。

はい。

協議会長	はい。ありがとうございました。それから議長さんにご意見をうかがいたいということでございますので、それでは清川の議長さん。
大野議会議長	それはちょっと違うのじゃないですか。
協議会長	そういう意見でございますので、このことについては議長会等で議論をいただきたいと思っております。
三重町議会議長	やはり5町2村の議長で何らかの形で論議をされたのではないですか。私は真剣に犬飼町、朝地町が結果を出した後も、何回となく論議しているのです。先ほど朝地町長さんがですね、端におる厳しい状況、そしてまた住民投票をする執行部においては厳しいというようなことも言われていました。私は三重町も中心になる町も本当に大野郡、そしてまた5町2村をどうもっていこうかと真剣に論議しているのですよ。それで一度も大野町議長は話をしていないのではないですか。
協議会長	生野議長さん、協議をしてないというところもあるようでございますので、もうこのことについては議論を避けたいと思っております。 はい、それでは。
大野町議会議長	ちょっといいですか。公にするのが協議であって、関係機関がいろいろ協議していくのは協議にならないのかどうか。それなりに私たちも一生懸命やっている。だから基本的には前回の会議の時に、朝地の胸中は了解しましたと言ったけれども、朝地がいいといっているのに私が言うのはおかしいが、という言い方をしてやはり5町2村で歩調があう方向が少しでも条件はいいのではないかという言い方をした。だから私はあくまでも5町2村でやっていきたい。それと犬飼についてはみんな気持ちは同じと思うのです。朝地と犬飼が一番民主的なやり方をやってきていると思います。だからそれを踏まえてみんなで評価をすればいいことであって、これから私たちの、それを乗り越えてどうしてやっていくかというところに問題はあるわけで。
協議会長	そのことについてはまた。
大野町議会議長	あらゆる機会を通じて表向いて当初から何もかも三重町だという言い方、これは一例ですよ。三重町を悪く言うのではありませんよ。三重町に何もかもという感覚じゃなくて、それは言わなくてもだいたい大野郡の中心的なもの、施設のなもの、機関的なものから見た時に三重町にと、おそらく内々の了解のうちで物事は進んでいくのではないかと。それよりも郡民全体で民意を高揚していくことが一番じゃないかという捉えで私は言ってきましたし、未だにその気持ちに変わりはありませんよ。現実という、1カ月で犬飼に結

	<p>論を出せというのはやはり厳しいと思う。いつまで待てばいいかと言われると困るけれども、同じ課題になった時にはきついと思う。民意を反映するという形が現実にあるのですから、その点をまず評価するべきではないか。結果よりも経緯のほうが私は大事だと思っています。あくまでも個人的な考えですが。</p>
協議会長	<p>はい、ありがとうございました。議長の関係につきましては議長会等でご議論いただきたいと思います。それでは報告の第11号についてはそのようなことで、これで終わりたいと思います。</p> <p>続きまして協議の中でございますが、前回の協議会の中で出されておりました、協議第6号、新市の事務所の位置について、それから新規の協議として協議第7号、議員の定数及び任期の取扱いについて、それから協議第8号、慣行の取扱いについて、このことについては本日議論ということではなくて継続協議ということにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>それでは提案事項といたしまして協議第9号、町名・字名の取扱いについて、それから協議第10号、男女共同参画の取扱いについて、そのことを一括して事務局の方から提案申し上げますのでよろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>協議第9号、協議第10号、企画部会のほうから一括提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事務局（企画部会）	<p>企画専門部会担当の江藤でございます。それでは私から協議第9号、町名・字名の取扱いについて、協議第10号、男女共同参画の取扱いについてを一括してご提案申し上げたいと思います。</p> <p>資料は、まずA4縦の協議事項と、その参考資料のA3横の協定項目に係る協議事項調整内容、この2種類を使ってご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではA4縦の1ページ目を開いていただきたいと思います。協議第9号、協定項目第19号、町名・字名の取扱いについて。町名・字名の取扱いについて次のとおり提出する。平成15年5月26日提出、大野郡5町2村合併協議会会長、芦刈幸雄、ということで、その下に提出した調整内容が書いてございます。</p> <p>そして2ページ目が協議第10号、協定項目第22号、男女共同参画の取扱いについて、ということで、その下に調整内容等について記載をしておりますのでございます。これにつきまして詳しくA3横でご説明申し上げたいと思います。</p> <p>それではA3横の1ページ目を開いていただきたいと思います。まず町名、字名の取扱いについてです。町名、字名の取扱いにつきまして、特に区域の変更、または名称の変更につきましては四角の枠内で囲んでおります地方自治法第260条に規定をされております。その2行目でございます。町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出をしなければならない、ということになっております。</p>



そして一番下が市町村の廃置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称を変更しないで旧町村の字の区域及び名称とする場合には本条の手続きを要しない、という昭和30年の通達でございます。いわゆる原則的には地方自治法で名称の変更、区域の変更をする場合には議会の手続きということになっておりますけれども、廃置分合いわゆる市町村合併の場合については特例でこの手続きを要しませんよということがここに書いていることでございます。

そして右の一番上でございます。なお本条の字には、いわゆる字のみならず大字、小字も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を町というときがあるが、字と同様に考えてよい、ということでございます。この補足でございますけれども、ここでいう字というのは大字、いわゆる小字、これを含みますよということでありますので、町といわれる部分は、これは町村と理解してもいいということでございます。

そうした部分で検討を重ねていかなければならないということでございます。2番目に具体的に名称が変わった場合に住居の表示というのは当然変わってまいります。そうした時に住居表示の先進事例ということで、まずさぬき市をとりあげております。

昨年4月にすでに合併をしておりますが、津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町、この5つの町によりまして合併をしました。実はさぬき市の場合はこの5つの町で2つの方法を選んでおる、ということでございます。

まず1つ目が今まで大川郡津田町津田何々番地とっておりましたのが、さぬき市津田町津田何々番地ということでございます。そしてもう一方が大川郡志度町大字小田何々番地とっておりましたのが、旧町村名を使わずにさぬき市小田何々番地ということでさぬき市からそのまま大字にしておる、ということであります。本庁舎があるところが旧志度町でございます、そのあたりを地域によってはさぬき市そのまま大字というふうに使っておる、ということでございます。

そして、大野郡内の大字の状況がどうなっているかということで2ページ目を開いていただきたいと思います。

これが郡内の大字の一覧表でございます。三重町28から犬飼の13までかなりの数がございまして、いわゆる昭和の合併の時に大字を分割して今の町村が成り立っておりますから、例えば三重町の大白谷、清川の大白谷、そして三重町の伏野、清川の伏野というふうに分割をされております。そうしたところにそれぞれ線を引いておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

こうした中、調査してまいりましたが、この大字につきましては地番の重複はまったくございません。従って、このまま大字を使っても地番の重複がないということでございますので、従来の町村、今の町村で十分わかる、ということでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。それでは近年合併をした先進事例はどうなっているのか、または合併をする予定の所はどうなっているか、ということでございます。まず平成17年1月16日に合併の予定をしております八代市を中心としました八代地域市町村合併協議会でございます。

1 点目が八市町村の町・字の区域については従前のおりとする、ということでございます。2 点目が、名称の表示は大字の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前において現市町村で調整する、ということでございます。

そして3 番目に新市の住所の表示は、番地と数値の間の「の」を表記しないこととするという確認をされた住所の表示というものを載せております。1 点目に大字という表記をしない、今まで何々町、何々村、大字何々という表現でございますけども、この大字の地区を除く、ということでございまして、あと、例3を見ていただきたいと思います。ここには八代郡坂本村というのがあります。ここを今回の合併によって坂本町にするということでございます。そして番地のあとの枝番の前の「の」の表記を全て削除する。この3つが八代市の合併協議会でございます。

そして2 番目には今年の4月に合併しました宗像市でございます。ここでも2市町の町又は字の名称については、大字を削除した名称に変更するということでございまして、ここでも大字という地区を削除するということになっております。

3 番目の例が広島県三次市、双三郡、甲奴町合併協議会でございます。来年の4月に合併予定でございます。ここも現在君田村、布野村、作木村、という村が3つございます。今回の合併によりまして君田町、布野町、作木町、ということでございます。そして大字の地区を削除する。

そして4 点目が本巢町外合併協議会でございます。ここも大字の表記は削除する、ということとここには根尾村という村がございます。その根尾村につきましては、何々市大字の前に根尾をつける。ですから、根尾、大字名、いうふうになるということでございます。

そして5 点目が峰山町外合併協議会でございます。ここは従来から大字でなくて字という表記をしております。今回字という表記事項を除くということでございます。ここもすでに京丹後市という新市の名称が決まっております。

そして最後に穂積町外の合併協議会なのですが、ここも大字の地区を除くことになっております。

それでは具体的に大野郡5町2村としてどういう検討をすべきかというのが4 ページ目に載せております。そして検討要件としてまず住所の表記でございます。ここでいう住所の表記とは、郵便を差し出す場合の現町村名それに行政区名そうした略式的なものとは違ひまして、新市の役所に届けるとか、官公署に届ける、こうした登記や免許証交付の際に用います正式な住所の表記を意味しております。

そして2 番目に住所表記に現町村名を残すのかどうか、これは住民座談会等でも町村名を残したいという声も強くございますので、これについては十分新市まちづくり委員会等、住民の方々の意見を聞きながら長期間で慎重に議論すべきだろうと思います。

3 番目には住所表記を統一するのか否かということでございます。先ほどさぬき市の例を出しましたが、同じ市になって2通りの表記がある、いうことは一体感、統一感に欠ける、ということでございますので、可能な限り住所表記の統一を図ろうということ。

4点目には住所表記の簡略化を図る、ということで、今回大字という字句を削除する、そして番地と枝番の間の「の」の表記を削除しようということも検討のひとつであり、そして、具体的な問題としましてケース1からケース4まで考えております。

ケース1の条件は、町名については町又は村の字句を削除する。そして字名については大字の字句を削除する。3番目に番地の字句と枝番の間の「の」の字句を削除する、という3つの条件でございます。上から4行目の朝地町、そして一番下の犬飼町とあります。これは現在の役場の住所の表記をしております。例えば朝地町の町を抜かすということになりますと、朝地朝地となりますし、犬飼では犬飼犬飼ということになりますので、これは住居表示としては適当でない、というようなことでケース1については想定できないと考えております。

ケース2では、町名については清川村および千歳村をそれぞれ清川町、千歳町という例でございまして、2番目、3番目の大字の字句を削除する、「の」の字句を削除するというのは同じでございます。清川町砂田1819番地、千歳町新殿706番地1ということでございます。メリットといたしましては今まで町である5町にとっては抵抗感はない、そして新市としての一体感や統一感を図られるということです。一方デメリットといたしましては、当然清川村、千歳村の住民の方々は違和感をもつのではなからうかと。

そしてケース3であります。町名については一切使用しないといったものであります。従って何々市市場1200番地、何々市砂田1819番地、何々市馬場36番地ということでございます。そうしますとメリットとしましては新市としての一体感、統一感が図られる、ということと、住所表記の簡略化が図られるということでございます。一方デメリットとしましては町村名が表示されないため、住民に抵抗感があるのではないかと、やはり現町村名を残したいということ、そうした抵抗感があるのではないかとということ。2番目には大字名の重複があるため、旧町村の区域が明確でないということであります。先ほどお話ししましたように、例えば三重町の大白谷、清川の大白谷、ということで地番は重複しておりませんが、何々市、新市の名称に続きましてすぐ大白谷、ということになりますと従来の三重町か清川村かというのが分かりません。地番を拾わなければ分かりませんので、こうした部分で旧町村の区域が明確でない、ということになりまして、この3番目には合併当初の行政事務に混乱をきたす恐れがあるということでございます。

ケース4でございます。町名については清川村、千歳村のみ村の字句を削除する、ということでございますので、2行目の清川については何々市清川砂田でございまして、下から2行目の千歳につきましては千歳新殿706番地1というようなことでございます。メリットにつきましては5町については抵抗感がない、ということでございます。デメリットとしましては一方で清川であることで住民の方々が違和感を持つのではないかと、ということと結果的に2つの方法を選択しておりますので、新市としての一体感が欠けるのではなからうかということとあります。こういったことから、あと検討して参ります。

5 ページ以降につきましては住所表示の変更に伴い必要となる手続きというものを一覧表で載せておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。ほとんど読み替えの法律等がございますので、あまり今回の合併によりますところの住所変更に伴う手続きが、それほど必要となっておりません。

また1 ページ目に戻っていただきまして、こうした検討を重ねた結果、去る5月15日に行われました幹事会の案を右側に載せております。まず1 点目、町及び字の区域については、現行のとおりとする。2 番目、住所の表示は「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名、大字名については、合併前に統一を図ること。3 番目には番地と枝番の間の「の」は表記しないこととする、ということがございます。この3 つにつきまして専門部会と幹事会でかわっていません。

ただひとつだけ補足させていただきたい3 番目の「の」の表記でございますけれども、幹事会のあと事務局で議論をして参りました。委員さんもお案内のように枝番と本番が逆転をしているところがございます。例えば、2 の1000番地というのが実はありまして、例えば地籍調査の終わっている犬飼町では全て地籍調査で訂正をされております。地籍調査が終わっているところは全て本番と枝番の入れ替わりについては訂正されているわけでありまして、地籍調査が5 町2 村全てで完了しているわけではございませんので、完了していないところについては枝番の逆転する場合、「の」表記をいれなければ、先ほど言いました2 の1000番というのが21000になってきますので、そこは検討が必要であるということをご説明申し上げまして以上提案をいたします。

あと時間がありませんのでそのまま一括して提案させていただきます。8 ページの男女共同参画の取扱いでございます。8 ページをご覧いただきたいと思います。平成11年の6月に男女共同参画社会基本法が国で制定されました。5 つの柱がございます。ここに掲げているとおりでございます。

そして、それを受けまして翌平成12年12月に男女共同参画基本計画というのが閣議決定されまして、それは11の重点目標からなっております。これもご覧の通りでございます。それを受けまして平成14年3月に大分県が男女共同参画推進条例というものをつくりました。8 ページに前文を掲げておりまして、9 ページには本文全てを載せておりますので、ご一読いただきたいと思います。

そして10 ページです。郡内の男女共同参画の取扱い、事務の取扱いはどうなっているのかということを一覧表で載せておるところであります。窓口担当といたしましては首長部局のところも教育委員会部局のところもあるということがございます。その実施業務につきましても、文書取り扱い窓口におわっているというところもでございます。 の実施予定行事と予算をご確認していただければ実施予定行事もない、予算も組んでない、というようなところもございまして、まだまだ5 町2 村では男女共同参画の取り組みが少し弱いといわざるをえません。

そして14 番についてはそうした中、女性団体との連携状況を書いてございます。そしてあと16 番には管理職の登用の状況等も載

せています。そして11ページには各審議会への女性の登用ということで一覧表を載せております。11ページには三重町から朝地町まで、12ページには大野町から犬飼町まで載せております。おおむね総じていいますと女性委員の比率の多い分野の審議会については福祉関係の審議会、あと環境、健康、生涯学習、こういったものが女性委員さんが3割以上占めているというところで、特に福祉や環境、健康、生涯学習といいましたら、これからの行政のひとつのキーワードになる分野についてですね、今現在でも女性の委員さんの登用が多いということで今後もさらに多くなっていくのではないということも予想されております。

そして13ページにつきましては先進事例を載せております。実はホームページで全国の協議会の協定項目をずいぶん見ましたけれども、男女共同参画の取り扱い、女性政策の取り扱いを項目としているところが少のうございました。今回2つの例でございます。峰山町外の合併協議会では、男女共同参画のための行動計画を策定するなど新市において調整するというところで、理由については新市における行政施策として必要であるため。そして富士見市、上福岡市、大井町、三芳町の合併協議会、これは埼玉県でございます。女性政策関係事業については、合併後速やかに男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとするということでございます。

こういった先進事例もございまして、それでは、大野郡5町2村としてあるべき男女共同参画の取扱い、方向性、ということでございます。また8ページに戻っていただきたいと思っております。

左の下の四角の枠内に男女共同参画社会の実現に向けた大野郡5町2村の方向性ということで書かさせていただいております。日本国憲法の中に法の下での平等ということが書かれております。地域や家庭、そして職場においてまだまだ人権侵害、女性差別というものもあるようございます。そうしたものを解消して地域社会の対等な構成員として男女が豊かな人生を送るそうした社会を目指していかなければならないと思っております。

近年の男女共生の思想によりまして家庭や職場においてはある程度の広がりをもってきた。特に男は仕事、女は家事、という意識が薄れてきたと思っておりますけれども、一方では地域社会において、この流れがそうした部分と比べて弱いのではなからうかと、この課題は行政が積極かつ主体的に取り組むべき課題であろうということでもあります。

大野郡5町2村としましては、新市にふさわしい方向性を模索しております。この合併を契機に住民の参加と意思に基づくまちづくりに変革することによって、地域の活力を創造していくという意味でも、女性が行政や社会に積極的に参加できるような機会を作らなければいけない。この男女共同参画の流れは一層強化していかなければならない課題であろうという、そのような観点から当協議会としてはあえて男女共同参画の取り扱いを協定項目として取り上げ、新市の重要な施策として位置づけていかなければならないということで、方向性を示しておるところであります。そうした意味で右の調整の具体的な内容でございます。

	<p>男女共同参画社会の実現に向け、合併後速やかに条例の制定、計画の策定、および事業の推進に努める、ということで専門部会、幹事会で調整を図ってきております。ぜひご議論をいただきたいと思っております。以上2つの調整項目につきまして提案させていただきます。</p>
協議会長	<p>ただいま協議第9号町名・字名の取扱いについてと協議第10号男女共同参画の取扱いについて一括して説明申し上げました。まず協議第9号の町名・字名の取扱いにつきまして何かご意見、質問等がございましたらお願いをいたします。</p> <p>事務局から申し上げましたように、1ページの右に専門部会、それから幹事会の案ということで出させていたいております。補足説明ということで「の」の表記につきましては若干検討が必要であるというようなことでございますが、何かございますでしょうか。ありませんでしょうか。ようございますか。はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして協議第10号男女共同参画の取扱いについて何か質問、ご意見ございませんでしょうか。ようございますか。はい、ありがとうございました。それではその他の、第5回大野郡5町2村合併協議会の日程についてを議題といたしますので、事務局お願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい、お手元の資料4ページをお願い申し上げます。ここに第5回として平成15年6月26日木曜日、これは第4木曜日でございますけれども、午後1時30分からまたこの場で協議会をお願いしたいという提案でございます。この協議会の日程が当然犬飼町としての判断の基準になるだろうと考えております。よろしく申し上げます。</p>
協議会長	<p>はい、日程について提案を申し上げましたが、何か意見、質問がございましたでしょうか。</p>
大野町長	<p>すみません、議会の予定をしておりますので、もし7、8、30日あたりで検討できればですね。</p> <p>(検討中)</p>
協議会長	<p>はい、大野町長さんからそういうご意見でございますが。</p>
三重町議会議長	<p>まず法定協議会が大事だという意見がもたれていたのですが、議会の方は日にちの変更などはできないのですか。</p>
協議会長	<p>日にちとか時間変更とか。</p>
大野町議会議長	<p>議会から執行側にお願いした経緯があるわけでありまして、来月はたまたまどこも同じであります、農協の総代会が挟む関係のことも加味したわけでありまして、大変苦慮した経緯がある</p>

のですけども、農協関係ですね、ちょっと時期をはずしていただきたいというような議員の要望も多かったものですから、案としてそういうことで執行側にも参考意見としてお願いをした経緯もあるわけで。だから私どもの都合の話ですが。

大野町長

努力をしてみましよう。

協議会長

そのあたりの調整ができれば日程は26日ということをお願いします。後で町長さんと事務局長とで協議させていただきます。そのようによろしくお願い申し上げます。それでは次の大きなその他でございますが何かございますでしょうか。ようございますか。では、本日は議事の中で報告それから協議事項と非常に重要な案件につきましてご決定をいただきましてまことにありがとうございました。以上で、議長の座をおろさせていただきます。お礼を申し上げます。ありがとうございました。

事務局長

はい、ありがとうございました。若松副会長から閉会のあいさつを申し上げます。

若松副会長

副会長の若松でございます。犬飼の議長でもあります。このたびは5町2村大野郡合併協議会の皆様方には本当にご迷惑をおかけしております。心からお詫びを申し上げます。大変長時間にわたりまして慎重なる審議を賜りましてまことにありがとうございます。これをもちまして第4回大野郡5町2村合併協議会会議を終わります。ご協力ありがとうございました。

午後6時50分 閉会

議事録署名人

大 野 町 長

三重町新市  
まちづくり委員長

書 記